

武蔵村山市行政評価委員会からの
行政評価の評価結果に対する意見について

平成29年度における行政評価については、事務事業等の所管課における一次評価及び庁内に設置した行政評価会議における二次評価の結果について、必要に応じて学識経験者、企業経営分野等に関し識見を有する者及び公募による市民で構成する武蔵村山市行政評価委員会から意見を求めることとしており、この度、同委員会から別添のとおり意見をいただきましたので、お知らせします。

なお、この意見については、予算編成上の資料として活用するほか、今後の事務事業等の在り方の検討に資することとしています。

平成30年3月28日

武蔵村山市長

藤野 勝 様

武蔵村山市行政評価委員会

委員長 坂野 達郎

行政評価の評価結果に対する意見について

武蔵村山市行政評価委員会設置要綱（平成28年武蔵村山市訓令（乙）第147号）第2条の規定に基づき、市長から求めのあった行政評価の評価結果について、別紙のとおり意見を述べます。

なお、当委員会では、同要綱第1条のとおり、行政評価の公正性及び客観性を確保するため、市民の視点から審議を行ったものです。

これらの事務事業等について見直しを行う場合においては、当委員会の意見を踏まえつつ、市民の立場に立って実施されるよう申し添えます。

【平成29年度行政評価の評価結果に対する意見一覧】

No.	事 務 事 業 等
1	自治会集会所建設費等補助金
2	商店街装飾灯電気料補助金
3	安心安全・エコ住宅等改修助成事業補助金
4	体験型市民農園開設事業費補助金
5	情報館運營業務
6	高齢者生きがい活動支援通所事業
7	健康・栄養相談事業
8	小学校英語活動支援員配置事業
9	施策「職員の資質向上」

補助金等評価調書 平成29年度行政評価（シート1）

所管部課名	協働推進部	協働推進課	作成日	平成29年10月10日	No.	4
作成責任者(課長)氏名	増田 宗之	作成者氏名	長堀 武	電話	242	
補助金等名	自治会集会所建設費等補助金					
開始時期	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 47 年 月 <input type="checkbox"/> 不詳					
実施根拠	法令等の名称 平成28年度武蔵村山市自治会集会所建設費等補助金交付要綱					
補助区分	<input type="checkbox"/> 定額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 定率補助 <input type="checkbox"/> その他 (説明)⇒ 補助対象経費の1/2(補助限度額あり)					
補助金等の概要	対象: (交付先)	市内の自治会				
	補助内容: (補助基準等)	市内の自治会が管理する集会所の建設等又は土地若しくは建物の借受けに要する費用の一部を補助するもの。補助限度額等は別紙のとおり。				
	意図: (目的、趣旨)	市内の自治会が管理する集会所等の維持に係る経費の一部を補助することにより、自治会活動の円滑化を図ることを目的とする。				
	実施結果: (具体的成果) ※28年度実績	申請自治会: 16自治会 交付自治会: 16自治会 交付額: 1,926,000円				
他市等の状況	26市中21市が、市内の自治会に対して類似した補助金を交付している。					
【評価指標】	指標名		単位	説明・計算式		
活動指標	①	補助金の交付件数	件			
	②	補助金の交付自治会数	自治会			
成果指標	①	集会所の整備等件数	件			
	②					
費用・成果の推移	平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度予算	備 考		
交付金額(千円)	2,043	1,926	2,000			
うち一般財源	2,043	1,926	2,000			
所要人員(人)	0.04	0.04	0.04			
総コスト(千円)	2,381	2,265	2,337			
活動指標	①	15 件	16 件	- 件		
	②	12 自治会	14 自治会	- 自治会		
成果指標	①	15 件	16 件	- 件		
	②					
【交付団体等の決算・予算の状況等】 ※特定団体に交付の場合のみ記載						
単位: 千円	平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度予算	平成28年度の補助金の使途		
収入総額(千円)				交 付 金 額 (千円)		
収入内訳	市補助金			使 途 内 訳		
	会費					
	繰越金					
	事業収入					
	その他					
支出総額(千円)				各種割合		
支出内訳	食糧費、交際費			団体収入に占める補助金の割合		
	人件費			団体収入に占める繰越金の割合		
	事業経費			交付金額に対する繰越金の割合		
	その他					
過去の評価経過	協議会・委員会の意見要旨	<input type="checkbox"/> 補助金等検討協議会(平成20年度) <input checked="" type="checkbox"/> 行政評価委員会(平成24年度) 自治会活動の拠点となる集会所の必要性は高く、従来、複数の自治会が自己の負担において集会所を所有している。こうした中で、今後も集会所の老朽化等に伴い、これを所有する自治会には修繕費等の負担が見込まれることから、当委員会も本補助金に対して一定の意義を認めるものであり、二次評価で述べられているように、現行の予算規模をもって継続することが適当と判断する。 なお、本来、自治会活動は市の補助金等によらず、可能な限り自主的かつ自立的に運営されることが望ましく、自立的な財政運営を促進するため、自治会がその所有する建物等の資産を有効活用していく方途について鋭意検討されるよう付言するものである。				
	見直し等の状況	平成27年度から、集会所の取得及び物置の購入に係る経費も補助対象とした。				

評価項目	評価	確認項目（※○・×のどちらにも該当しない場合は、「－」を選択。）
一次評価	公益性	○ ① 市民からのニーズが大きい。
		○ ② 補助事業に類したサービスを提供可能な機関や団体が他にない。
		○ ③ 被交付者だけではなく、一般市民にも間接的な受益がある。
	効率性	○ ① 補助金の内容や補助額等について、過去5年以内に見直しを行っている。
		○ ② 補助額、実施手法等について、過去に他市等との比較を行った。
		× ③ 補助期間(終期)を設定している、又は設定の予定がある。
		(○の場合)⇒終期 平成 年 月
		○ ④ 必要最小限の補助であり、縮減や所得制限導入の余地はない。
		× ⑤ 補助額、補助率等の算定根拠を説明できる。
	(○の場合)⇒算定根拠 (説明)	
有効性	○ ① 補助基準が明確である。	
	× ② 補助金の成果について、具体的な数値目標等を設定している。	
	(○の場合)⇒目標内容 (説明)	
適格性	○ ③ 補助金の交付により、期待された効果が得られた。	
	○ ① 繰越額が補助金額を上回っていない。	
	○ ② 補助金に依存することなく、被交付者が自主財源の確保に努めている。	
	(○の場合)⇒取組内容 (説明) 会員からの会費及び会館使用料の徴収、資源回収の実施等により、自治会運営費の確保に努めている。	
	○ ③ 決算書だけではなく、帳簿や領収書等で用途の確認ができる。	
その他	－ ④ 市税の滞納がないなど、被交付者が市民としての責務を果たしている。	
	○ ⑤ 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費の経費に補助金を充てていない。	
	○ ① 補助の目的、内容及び実施時期に緊急性又は優先度の高さが認められる。	
	(○の場合)⇒その理由 (説明) 建物の老朽化が進むと、防災上危険である。	
	－ ② 成果向上のため、被交付者自らが活動内容の検証、改善等を行っている。	
	(○の場合)⇒改善内容等 (説明)	
二次評価	○ ③ 補助金に、市民との協働や市民の主体的な取組を促進する作用がある。	
	○ ④ 迂回助成(被交付団体から他団体への、補助金を原資とした助成)は行われていない。	
行政評価委員会意見	<p>【総合的意見（今後の方向性）】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input checked="" type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止</p> <p>(説明) ※「×」とした項目に言及しながら、所管課としての意見を具体的に記載ください。</p> <p>自治会集会所の管理に要する経費は、集会所を所有又は管理する自治会の負担となっている。一方で、集会所を所有しない自治会は、地区集会所などの公共施設を使用しており、その利用料は維持管理経費の一部を負担しているのみであるため、本補助金は、自治会活動における公平性を確保する上で、一定の意義があると考えられる。</p> <p>しかし、補助率や補助限度額については、過去に見直しを行っておらず、算定根拠が曖昧であることから、補助限度額等の見直しを図る必要がある。</p> <p>また、集会所を所有していない自治会が簡易倉庫を借り受ける場合や、自治会が管理する集会所以外の施設等が破損した場合の費用は補助対象外となっており、自治会から補助対象経費の拡充について要望があったことから、補助対象経費についても一部見直しが必要であると考えられる。</p>	
行政評価委員会意見	<p>【総合的意見（今後の方向性）】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡 充 <input checked="" type="checkbox"/> 継 続 <input type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止</p> <p>(説明)</p> <p>本補助金は、自治会が所有する集会所の建設等に係る費用を補助することにより、自治会活動の円滑化を図る上で一定の意義があることから、継続することが適当である。</p> <p>なお、当面は現行制度のまま継続することとするが、建築から30年以上経過した集会所等が多く存在するため、今後は、集会所等の建て替え時期、費用等を確認し、補助内容の見直しについて検討していくことが肝要である。</p>	
行政評価委員会意見	<p>本補助金は、自治会活動を円滑にするとともに、自治会集会所を管理する自治会とそうでない自治会との間における費用の負担感を公平化する上で一定の意義が認められる。</p> <p>また、必要に応じて補助項目の見直しを行っていることや、過去の本委員会の意見に基づいて、自治会集会所の有効活用を促していることは評価できるため、今後も継続することが適当であると思料する。</p> <p>他方、自治会集会所の建て替え等のために積立てを行っている自治会とそうでない自治会があることから、自治会の財政状況を把握の上、引き続き自治会の自立的な運営を促進していくことが肝要である。</p>	

別 紙

区分	最低工事費等	補助率	補助限度額	備考
集会所の新築又は取得に係る経費	400,000 円	2 分の 1	3,000,000 円	集会所、自治会館その他これらに類するもので自治会が自己の用に供するものに限る。
集会所の増改築に係る経費	100,000 円	2 分の 1	500,000 円	
集会所の修繕に係る経費	50,000 円	2 分の 1	300,000 円	
物置の新築、増改築、購入又は修繕に係る経費	30,000 円	2 分の 1	200,000 円	物置、倉庫その他これらに類するもので自治会が自己の用に供するものに限る。
土地又は建物の借受けに係る経費		2 分の 1	200,000 円	集会所若しくは物置の用に供するもの又は集会所を利用するための駐車場の用に供されるものに限る。

補助金等評価調書 平成29年度行政評価（シート1）

所管部課名	協働推進部	産業振興課	作成日	平成29年10月12日	No.	5
作成責任者(課長)氏名	比留間 毅浩	作成者氏名	西原 陽	電話	227	
補助金等名	商店街装飾灯電気料補助金					
開始時期	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 63年4月 <input type="checkbox"/> 不詳					
実施根拠	法令等の名称	平成28年度武蔵村山市商店街装飾灯電気料補助金交付要綱				
補助区分	<input type="checkbox"/> 定額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 定率補助 <input type="checkbox"/> その他 (説明)⇒ 年間電気料の2分の1					
補助金等の概要	対象: (交付先)	市内の商業者で組織されている商店会				
	補助内容: (補助基準等)	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に、商店会が負担した装飾灯の電気料金額に2分の1を乗じて得た額を補助するものであり、上限総額は42万8千円である。				
	意図: (目的、趣旨)	商店会が設置し維持管理する装飾灯の電気料の一部を補助することにより、商店街の振興に寄与することを目的とする。				
	実施結果: (具体的成果) ※28年度実績	4商店会に対し、補助金を交付した(装飾灯計74基 補助額計155,308円)。 ・学園通り商店会(26基)44,187円 ・村山ア×横通り商店会(12基)53,778円 ・村山中央ヨヅビ「ツグ」ビル(26基)40,348円 ・元町ヨヅビ商店会(10基)16,995円				
他市等の状況	26市中本市を含めた24市が同様の補助を実施している(23区は全ての区で実施している)。 東大和市は電気料の2分の1、立川市は電気料の10分の7を補助している(LED化後は10分の9を補助)。					
【評価指標】						
	指標名	単位	説明・計算式			
活動指標	①	補助金交付商店会数	商店会			
	②					
成果指標	①	装飾灯設置数	基	補助対象となる商店会の装飾灯設置数の合計		
	②					
費用・成果の推移						
	平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度予算	備考		
交付金額(千円)	364	156	393			
うち一般財源	364	156	393			
所要人員(人)	0.03	0.03	0.03			
総コスト(千円)	618	410	646			
活動指標	①	4 商店会	4 商店会	- 商店会		
	②					
成果指標	①	74 基	74 基	- 基		
	②					
【交付団体等の決算・予算の状況等】 ※特定団体に交付の場合のみ記載						
単位:千円	平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度予算	平成28年度の補助金の使途		
収入総額(千円)				交付金額(千円)		
収入内訳	市補助金			使途内訳		
	会費					
	繰越金					
	事業収入					
	その他					
支出総額(千円)				各種割合		
支出内訳	食糧費、交際費			団体収入に占める補助金の割合		
	人件費			団体収入に占める繰越金の割合		
	事業経費			交付金額に対する繰越金の割合		
	その他					
過去の評価経過	協議会・委員会の意見要旨	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金等検討協議会(平成20年度) <input type="checkbox"/> 行政評価委員会(平成 年度)				
	見直し等の状況	にぎわいの創出や防犯等、市内商店街の果たす役割から、本補助制度の必要性は認められるところである。 しかし、商店街のみを対象とした補助制度であり、個人商店との不公平感が存在する。今後は、個人商店との公平性の考慮を図りたい。 都の補助金を活用して装飾灯のLED化を推進し、平成28年度には全ての装飾灯がLED化されたことから、補助額は減少する見込みであり、平成29年度の上限総額は39万2千5百円である。				

評価項目	評価	確認項目（※ ○・×のどちらにも該当しない場合は、「－」を選択。）
次 評 価	公益性	－ ① 市民からのニーズが大きい。
		○ ② 補助事業に類したサービスを提供可能な機関や団体が他にない。
		○ ③ 被交付者だけでなく、一般市民にも間接的な受益がある。
	効率性	○ ① 補助金の内容や補助額等について、過去5年以内に見直しを行っている。
		○ ② 補助額、実施手法等について、過去に他市等との比較を行った。
		× ③ 補助期間(終期)を設定している、又は設定の予定がある。
		(○の場合)⇒終期 平成 年 月
		○ ④ 必要最小限の補助であり、縮減や所得制限導入の余地はない。
		× ⑤ 補助額、補助率等の算定根拠を説明できる。
	(○の場合)⇒算定根拠 (説明)	
有効性	○ ① 補助基準が明確である。	
	× ② 補助金の成果について、具体的な数値目標等を設定している。	
	(○の場合)⇒目標内容 (説明)	
適格性	○ ③ 補助金の交付により、期待された効果が得られた。	
	○ ① 繰越額が補助金額を上回っていない。	
		× ② 補助金に依存することなく、被交付者が自主財源の確保に努めている。
	(○の場合)⇒取組内容 (説明)	
	○ ③ 決算書だけでなく、帳簿や領収書等で使途の確認ができる。	
－ ④ 市税の滞納がないなど、被交付者が市民としての責務を果たしている。		
その他	○ ⑤ 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費の経費に補助金を充てていない。	
	× ① 補助の目的、内容及び実施時期に緊急性又は優先度の高さが認められる。	
	(○の場合)⇒その理由 (説明)	
	× ② 成果向上のため、被交付者自らが活動内容の検証、改善等を行っている。	
	(○の場合)⇒改善内容等 (説明)	
○ ③ 補助金に、市民との協働や市民の主体的な取組を促進する作用がある。		
○ ④ 迂回助成(被交付団体から他団体への、補助金を原資とした助成)は行われていない。		
【総合的意見(今後の方向性)】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input checked="" type="checkbox"/> 継 続 <input type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止 (説明) ※「×」とした項目に言及しながら、所管課としての意見を具体的に記載ください。 高齢社会が進展する中、地元商店街は高齢者にとって日常生活に不可欠な存在になっており、商店街のにぎわいの創出や活性化を図る上で、本補助金を交付する必要性は、依然として高いものがある。 また、商店街の装飾灯は防犯灯の役割も担っており、防犯対策に一定の効果があることや、市内の中小商業者を取り巻く環境は厳しさを増していることから、今後も支援を継続する必要がある。		
二 次 評 価	【総合的意見(今後の方向性)】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input checked="" type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止 (説明) 本補助金は、商店会が設置し維持管理する装飾灯の電気料を補助するものであり、商店街の振興を図るとともに、防犯対策に寄与するものであるため、一定の意義が認められる。 しかしながら、装飾灯のLED化に伴い電気料が大幅に減少していること、また、街路灯の設置状況等により一定以上の明るさが確保されている箇所については、装飾灯の点灯時間を見直すこと等により更なるコスト削減が見込めることから、補助率を引き下げる等の見直しを図ることが肝要である。	
行 政 評 価 委 員 会 意 見	本補助金は、商店街のにぎわいを維持することに一定の意義が認められるため、当面は継続することが適当である。 他方、商店街を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあるため、本補助金を継続したとしても、商店街の振興を図ることや、存続させていくための課題を解決することは困難であると思料する。 よって、商店街の活性化策について、長期的な視点に立って市と商店会が共に検討を進めていく必要があり、その上で本補助金がより有効な制度となるよう併せて検討していくことを求めたい。	

補助金等評価調書 平成29年度行政評価（シート1）

所管部課名	協働推進部	産業振興課	作成日	平成29年10月12日	No.	6
作成責任者(課長)氏名	比留間 毅浩	作成者氏名	西原 陽	電話	227	
補助金等名	安心安全・エコ住宅等改修助成事業補助金					
開始時期	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 24年 4月 <input type="checkbox"/> 不詳					
実施根拠	法令等の名称 平成28年度武蔵村山市安心安全・エコ住宅等改修助成事業補助金交付要綱					
補助区分	<input type="checkbox"/> 定額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 定率補助 <input type="checkbox"/> その他 (説明)⇒ 費用の2分の1 (上限金額100,000円等)					
補助金等の概要	対象: (交付先)	市内に住所を有する、現に居住している(する予定含む)住宅の所有者				
	補助内容: (補助基準等)	市内に事業所等を有する事業者から購入・施工等をしたもの(木造住宅耐震診断、耐震シェルターの設置を除く)に対し補助する。				
	意図: (目的、趣旨)	安心安全なまちづくり、家庭から排出される二酸化炭素の削減を推進するとともに、地域経済の活性化のため。				
	実施結果: (具体的成果) ※28年度実績	木造住宅耐震診断・耐震改修等補助金(補助件数計5件、補助金額計530,000円) 新エネルギー利用機器設置費補助金(補助件数計27件、補助金額計360,000円) エコ住宅化・バリアフリー住宅化補助金(補助件数計108件、補助金額計5,810,000円)				
他市等の状況	耐震診断及び改修に係る補助は、26市中26市が実施している。 太陽光発電システムに係る補助は、26市中本市を含めた19市が実施している。 LED照明設置に係る補助は、26市中3市(本市、昭島市、羽村市)が実施している。					
【評価指標】	指標名	単位	説明・計算式			
活動指標	①		複数の補助金の総称であるため、個別の活動指標は記載できない			
	②					
成果指標	①		複数の補助金の総称であるため、個別の成果指標は記載できない			
	②					
費用・成果の推移	平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度予算	備 考		
交付金額(千円)	8,190	6,700	9,135			
うち一般財源	8,190	6,700	9,135			
所要人員(人)	0.45	0.45	0.45			
総コスト(千円)	11,997	10,513	12,931			
活動指標	①					
	②					
成果指標	①					
	②					
【交付団体等の決算・予算の状況等】 ※特定団体に交付の場合のみ記載						
単位:千円	平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度予算	平成28年度の補助金の使途		
収入総額(千円)				交 付 金 額 (千円)		
収入内訳	市補助金			使 途 内 訳		
	会費					
	繰越金					
	事業収入					
	その他					
支出総額(千円)				各 種 割 合		
支出内訳	食糧費、交際費			団体収入に占める補助金の割合		
	人件費			団体収入に占める繰越金の割合		
	事業経費			交付金額に対する繰越金の割合		
	その他					
過去の評価経過	協議会・委員会の意見要旨	<input type="checkbox"/> 補助金等検討協議会(平成20年度) <input type="checkbox"/> 行政評価委員会(平成 年度)				
	見直し等の状況	平成28年度に、新エネルギー利用機器等設置補助金、エコ住宅化補助金、バリアフリー化補助金の補助対象要件を明確化、厳格化した。				

評価項目	評価	確認項目（※ ○・×のどちらにも該当しない場合は、「-」を選択。）
次 評 価	公益性	○ ① 市民からのニーズが大きい。
		○ ② 補助事業に類したサービスを提供可能な機関や団体が他にない。
		× ③ 被交付者だけではなく、一般市民にも間接的な受益がある。
	効率性	○ ① 補助金の内容や補助額等について、過去5年以内に見直しを行っている。
		○ ② 補助額、実施手法等について、過去に他市等との比較を行った。
		× ③ 補助期間(終期)を設定している、又は設定の予定がある。
		(○の場合)⇒終期 平成 年 月
		× ④ 必要最小限の補助であり、縮減や所得制限導入の余地はない。
		× ⑤ 補助額、補助率等の算定根拠を説明できる。
	(○の場合)⇒算定根拠 (説明)	
	有効性	○ ① 補助基準が明確である。
		× ② 補助金の成果について、具体的な数値目標等を設定している。
		(○の場合)⇒目標内容 (説明)
	適格性	○ ③ 補助金の交付により、期待された効果が得られた。
		○ ① 繰越額が補助金額を上回っていない。
× ② 補助金に依存することなく、被交付者が自主財源の確保に努めている。		
(○の場合)⇒取組内容 (説明)		
○ ③ 決算書だけではなく、帳簿や領収書等で使途の確認ができる。		
○ ④ 市税の滞納がないなど、被交付者が市民としての責務を果たしている。		
その他	○ ⑤ 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費の経費に補助金を充てていない。	
	× ① 補助の目的、内容及び実施時期に緊急性又は優先度の高さが認められる。	
	(○の場合)⇒その理由 (説明)	
	× ② 成果向上のため、被交付者自らが活動内容の検証、改善等を行っている。	
	(○の場合)⇒改善内容等 (説明)	
○ ③ 補助金に、市民との協働や市民の主体的な取組を促進する作用がある。		
○ ④ 迂回助成(被交付団体から他団体への、補助金を原資とした助成)は行われていない。		
【総合的意見(今後の方向性)】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input checked="" type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止 (説明) ※「×」とした項目に言及しながら、所管課としての意見を具体的に記載ください。 本補助金のうち耐震診断補助金、耐震改修等補助金、新エネルギー利用機器等設置費補助金及びエコ住宅化補助金は、地震災害に対する市民の生命財産の保護、省エネルギー、地球温暖化対策などの環境負荷の軽減といった一定の公益性があるほか、一部を除いて施工業者を市内に限定していることから市内産業の振興といった側面もあり、今後も事業を継続する必要がある。 一方で、バリアフリー住宅化補助金は、介護保険事業や高齢者・障害者福祉事業においても同様の補助制度があり、住宅のバリアフリー化の必要性が高い方は、これらの事業によって対応が可能となっていることから、廃止を含めて見直しを行う必要がある。		
一 次 評 価	【総合的意見(今後の方向性)】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input checked="" type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止 (説明) 本補助金は、安心安全なまちづくり、環境負荷の軽減、市内経済の活性化等に寄与するものであり、今後も継続して実施すべきである。 しかしながら、バリアフリー住宅化補助金については他の補助制度と補助対象に重複が見られるため、介護認定等を受けていない高齢者の事故防止等を目的とする工事を施工した住宅に限定するなど、補助対象を明確にし、他の制度との差別化を図る必要がある。 また、木造住宅耐震診断補助金及び木造住宅耐震改修等補助金については、耐震改修工事を必要とする建物が多く存在するにもかかわらず、耐震改修等に係る補助実績が低調であることを踏まえ、耐震診断に係る補助を廃止の上、耐震改修等に係る補助を増額させるなど、補助金をより有効に活用するための見直しを図る必要がある。	
	行政評価委員会意見 本補助金は、住環境における防災対策の推進及び環境負荷の軽減により、安心安全なまちづくりを推進するとともに、市内経済の活性化等に寄与するものであるため、今後も継続して実施することが適当である。 また、一次評価及び二次評価において言及するバリアフリー住宅化補助金の補助対象者を見直すことについて異論はないが、耐震診断に係る補助を廃止した上で耐震改修に係る補助額を増額することについては、早計な対応策であると思料する。 よって、当委員会としては、本補助制度の対象となる工事を施工することができる市内事業者の一覧を作成し、公表するなど、市民が本補助制度を利用しやすくなるような周知を積極的に行っていくことを求めたい。	

補助金等評価調書 平成29年度行政評価（シート1）

所管部課名	協働推進部	産業振興課	作成日	平成29年10月13日	No.	7
作成責任者(課長)氏名	比留間 毅浩	作成者氏名	井上 ひとえ	電話	226	
補助金等名	体験型市民農園開設事業費補助金					
開始時期	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 13年 月 <input type="checkbox"/> 不詳					
実施根拠	法令等の名称 農園開設補助金交付要綱（単年度要綱）					
補助区分	<input type="checkbox"/> 定額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 定率補助 <input type="checkbox"/> その他 （説明）⇒ 補助対象経費の2/3（補助限度額あり）					
補助金等の概要	対象： （交付先）	体験型市民農園開設者				
	補助内容： （補助基準等）	体験型市民農園の開設に要した経費の一部を補助するもので、事業に要した経費の3分の2と147万円とを比較していずれか少ない方の額を交付する。				
	意図： （目的、趣旨）	体験型市民農園を開設する際に要する上下水道設備、トイレ、物置等の設置に対し、補助金を交付することにより、開設に係る費用負担の軽減を目的とする。				
	実施結果： （具体的成果） ※28年度実績	平成28年度実績なし 平成13年度ふれあい農園（40区画新設） 平成14年度ふれあい農園（20区画増設）、わかな農園（40区画新設）				
他市等の状況	近隣市5市全てにおいて、開設時の設備費用等の補助を行っており、さらに開設後の補助を行っている市も3市ある。					
【評価指標】	指標名	単位	説明・計算式			
活動指標	① 補助金交付農園数	園				
	②					
成果指標	① 利用者数	人				
	②					
費用・成果の推移	平成13年度決算	平成14年度決算	平成29年度予算	備 考		
交付金額(千円)	1,424	1,730	0			
うち一般財源	1,424	1,730	0			
所要人員(人)	0.03	0.03	0.00			
総コスト(千円)	1,678	1,984				
活動指標	①	1 園	2 園	園		
	②					
成果指標	①	40 人	100 人	109 人	平成29年度は4月1日現在の利用者数	
	②					
【交付団体等の決算・予算の状況等】 ※特定団体に交付の場合のみ記載						
単位：千円	平成13年度決算	平成14年度決算	平成29年度予算	平成14年度の補助金の使途		
収入総額(千円)				交付金額(千円)		
収入内訳	市補助金			使途内訳		
	会費					
	繰越金					
	事業収入					
	その他					
支出総額(千円)				各種割合		
支出内訳	食糧費、交際費			団体収入に占める補助金の割合		
	人件費			団体収入に占める繰越金の割合		
	事業経費			交付金額に対する繰越金の割合		
	その他					
過去の評価経過	協議会・委員会の意見要旨	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金等検討協議会(平成20年度) <input type="checkbox"/> 行政評価委員会(平成 年度) 農業体験を通して収穫の楽しさを体験し、農家の方との交流も図れるなど、農業振興策として期待できる。 近年は、新規開設者がいないため、周知の方法を工夫するなどし、農家の理解を得られるよう努められたい。 今後も社会経済情勢等の変化に対応しつつ、補助を継続されたい。				
	見直し等の状況					

評価項目	評価	確認項目（※ ○・×のどちらにも該当しない場合は、「－」を選択。）
次 評 価	公益性	○ ① 市民からのニーズが大きい。
		○ ② 補助事業に類したサービスを提供可能な機関や団体が他にない。
		○ ③ 被交付者だけではなく、一般市民にも間接的な受益がある。
	効率性	× ① 補助金の内容や補助額等について、過去5年以内に見直しを行っている。
		× ② 補助額、実施手法等について、過去に他市等との比較を行った。
		× ③ 補助期間(終期)を設定している、又は設定の予定がある。
		(○の場合)⇒終期 平成 年 月
		○ ④ 必要最小限の補助であり、縮減や所得制限導入の余地はない。
		× ⑤ 補助額、補助率等の算定根拠を説明できる。
	(○の場合)⇒算定根拠 (説明)	
	有効性	○ ① 補助基準が明確である。
		× ② 補助金の成果について、具体的な数値目標等を設定している。
		(○の場合)⇒目標内容 (説明)
	適格性	○ ③ 補助金の交付により、期待された効果が得られた。
		○ ① 繰越額が補助金額を上回っていない。
× ② 補助金に依存することなく、被交付者が自主財源の確保に努めている。		
(○の場合)⇒取組内容 (説明)		
○ ③ 決算書だけではなく、帳簿や領収書等で使途の確認ができる。		
その他	－ ④ 市税の滞納がないなど、被交付者が市民としての責務を果たしている。	
	○ ⑤ 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費の経費に補助金を充てていない。	
	× ① 補助の目的、内容及び実施時期に緊急性又は優先度の高さが認められる。	
	(○の場合)⇒その理由 (説明)	
	○ ② 成果向上のため、被交付者自らが活動内容の検証、改善等を行っている。	
	(○の場合)⇒改善内容等 (説明) 利用者の交流を図るための収穫祭を行うなど農園の活性化に努めている。	
○ ③ 補助金に、市民との協働や市民の主体的な取組を促進する作用がある。		
○ ④ 迂回助成(被交付団体から他団体への、補助金を原資とした助成)は行われていない。		
【総合的意見(今後の方向性)】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input checked="" type="checkbox"/> 継 続 <input type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止 (説明) ※「×」とした項目に言及しながら、所管課としての意見を具体的に記載ください。 体験型市民農園は、市民の農に対するふれあいや農地保全を目的として設置している。第四次長期総合計画後期基本計画では、平成32年度までに体験型市民農園を現在の2園から3園に増やす目標を設定している。 このことから、今後も農園を開設する際には、整備費用等を対象とした補助を継続していく必要がある。		
二 次 評 価	【総合的意見(今後の方向性)】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input checked="" type="checkbox"/> 継 続 <input type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止 (説明) 本補助金は、体験型市民農園の開設に係る費用を補助するものであり、本市の農業振興を図る上で一定の意義が認められる。 また、体験型市民農園は、利用者が農作業を通じて収穫の楽しさを経験することができるとともに、農家の方や利用者同士における交流の促進が期待されるため、今後も補助を継続することが適当である。	
行 政 評 価 委 員 会 意 見	体験型市民農園は、市民が農業に関わる契機となり、また、農業に対する理解を深めていく上で一定の意義が認められるため、今後も補助を継続することが適当であると思料する。 なお、国が都市農地に対する規制緩和について検討していることから、国の動向に留意するとともに、都市部における農業と住民の交流を深める取組を積極的に進めていくことを求めたい。	

事務事業評価調書 平成29年度行政評価（シート1）

所管部課名	協働推進部	観光課	作成日	平成29年10月11日	No.	8
作成責任者(課長)氏名	児玉 真一	作成者氏名	瀬谷 崇	電話	224	
事務事業名	情報館運営業務					
開始時期	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	18年11月	<input type="checkbox"/> 不詳	区分	<input type="checkbox"/> 主要事業 <input type="checkbox"/> 実施計画事業 <input checked="" type="checkbox"/> その他	
実施根拠	法令	条例	規則	要綱	計画	その他 ()
	1:義務規定 2:できる規定 3:方法等の規定					
事務事業の種類	法令等の名称 武蔵村山市情報館の設置及び運営に関する規則					
	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 (<input type="checkbox"/> 第1号法定受託事務 <input type="checkbox"/> 第2号法定受託事務) <input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 (<input type="checkbox"/> 国庫補助対象 <input type="checkbox"/> 都補助対象 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独) 補助の内容(補助率等)					
事務事業の概要	対象: 何/誰に対して	本市の産業、観光等に関する情報を求める方等				
	手段(全体概要): どういった方法(内容)で実施するのか ※具体的に記入	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 市民協働・ボランティア	<input type="checkbox"/> 補助・助成等 <input type="checkbox"/> その他 ()
	意図: どのような状態にすることを指すのか	開館時間:午前10時から午後8時まで 休館日:12月29日から1月3日までの日 嘱託員定数:主任1人、嘱託員4人(実数7人)(早番2人+遅番2人)				
	実施結果: どうなったのか (28年度実績)	市の産業、観光等に関する情報を広く発信して地域経済の振興を図るとともに、市民サービスの向上を図る。 平成28年度来館者数:29,200人(過去3年間の平均来館者数28,956人) 平成27年度に作成した観光PR映像を放映し、動画による情報発信を充実した。また、住民票及び印鑑登録証明書に加え、平成28年5月から課税・非課税証明書の発行業務を新たに追加した。				
類似事業の有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	実施部課(団体)名 類似事業名				
事業環境の変化	平成29年1月から住民票、印鑑登録証明書、課税(非課税)証明書、戸籍全部・個人事項証明書、戸籍付票がマイナンバーカードを使用してコンビニエンスストアで発行可能となり、今後、情報館で交付する必要性は年々小さくなることが想定される。					
他市等の状況	総論 ※26市等の状況	近隣市においては、本市と同様の事業を実施する自治体はない。 ただし、小平市と昭島市においては、観光協会があり、産業観光情報の発信等に努めている。				
	小平市	平成28年6月28日「こだいら観光まちづくり協会」設立(地域・民間主体の組織)				
	昭島市	平成23年2月1日「昭島観光まちづくり協会」設立 (※平成28年7月1日一般社団法人へ移行)				
市民・議会等からの意見	市議会からは、各選挙の投票所としての活用や経費の節減を求められている。					
【評価指標】	指標名		単位	説明・計算式		
活動指標	①					
	②					
成果指標	①	来館者数	人			
	②					
費用・成果の推移	平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度予算	備考		
事業費(千円)	15,201	15,958	16,939			
うち一般財源						
所要人員(人)	0.40	0.40	0.40			
総コスト(千円)	18,585	19,347	20,313			
活動指標	①					
	②					
成果指標	①	26,877人	29,200人	-	人	
	②					

一 次 評 価	必然性 ・市の関与、税金の投入は適切か ・都や民間との役割分担は適切か	(説明) <input type="checkbox"/> 適切である <input checked="" type="checkbox"/> 不適切な点がある
	有効性 ・市民ニーズに適合し、効果が出ているか ・時代遅れではないか	(説明) <input type="checkbox"/> 適切である <input checked="" type="checkbox"/> 不適切な点がある 市内の大規模商業施設内における市民サービスの提供や市の情報発信拠点として10年以上開設しているが、観光情報を求める来館者数は少数である。 また、休日における窓口業務の一部を担っているが、コンビニ交付の開始により証明書発行業務の必要性は徐々に低下するものと思われる。
	手段の妥当性 ・手段に見直しの余地はないか ・他の事業と連携や統合はできないか	(説明) <input type="checkbox"/> 見直しの余地はない(ほとんどない) <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの余地がある 観光情報についてはHPやSNS等を活用することで取得することができ、また、各種証明書の発行についてはコンビニエンスストア等で取得することができるようになったため、見直しの余地があると思われる。
	効率性 ・費用対効果に改善の余地はないか ・コスト削減の余地はないか	(説明) <input type="checkbox"/> 効率的である <input checked="" type="checkbox"/> 非効率的な点がある 個人情報を取り扱う証明書の発行や金銭の取扱いがあるため、人員を減らすことはできないが、観光に係る各種情報の取扱いに限定すれば、人員の削減や機器のリース費用は削減できる。
	達成度 ・目標水準を達成できたか ・達成できなかった原因は何か	(説明) <input type="checkbox"/> 目標以上 <input checked="" type="checkbox"/> ほぼ目標どおり <input type="checkbox"/> 目標以下 観光情報の発信、PR映像の放映、市内の花や見どころの情報をボード等により、観光情報発信に努めていることから、目標は達成している。
	公平性 ・対象要件は適切か ・受益者負担は適切か ・地域差はないか	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある 本市の産業、観光等に関する情報を求める方等の全員を対象とした施設であり、また、各種証明書の発行手続や販売単価等は市内で統一しているため、公平性は保たれている。
	○廃止・休止した場合の影響 <input checked="" type="checkbox"/> 影響は大きい <input type="checkbox"/> 影響は小さい <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 廃止不可能	【今後の方向性】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input type="checkbox"/> 一部見直し <input checked="" type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止
	(説明) ※その影響等を具体的に記入 情報館を廃止した場合、観光情報発信拠点としての業務の影響は小さいと考えられるが、証明書発行等の市民サービス業務を行っていることから、マイナンバーカードが普及しない限りは、市民の利便性が低下する。	【総合的意見】 平成18年の開設当初は、市内で最大の集客数を誇る施設内の拠点として、各種証明書発行等の市民サービスの提供及び市の観光情報発信などの役割を期待されていた。 開設から10年以上が経過する中で、市の観光パンフレットの配布、PR映像の上映及び旬の観光情報の掲示に加え、観光情報マニュアルの作成等を行ってきたが、実際の業務は各種証明書の発行等が中心であり、観光情報を求めて来館する方の割合は高くない実態がある。 また、今後検討する観光協会の設置場所が新たな観光情報発信拠点ともなりうるため、情報館の廃止を含めた見直しが必要である。
	二 次 評 価	【今後の方向性】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input type="checkbox"/> 一部見直し <input checked="" type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止 【総合的意見】 情報館えのきは、市の産業、観光等に関する情報を広く発信して地域経済の振興を図るとともに、市民サービスの向上を目的として設置されたものであるが、近年は、来館する方の多くが各種証明書の取得を目的としている。 しかし、平成29年1月からマイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等における各種証明書の自動交付サービスを開始しており、今後、マイナンバーカードの普及に伴い、情報館えのきにおける各種証明書の交付件数は減少していくことが見込まれる。 さらに、市が新たな観光情報の発信拠点となる観光協会の設置に向けた検討を開始していることを考慮すると、廃止を含めて在り方を抜本的に見直していく必要がある。
	行政 評 価 委 員 会 意 見	情報館えのきは、市の産業、観光などの情報発信等を行う施設であり、平日夜間及び休日を含めた各種証明書等の発行業務も行っているため、市民サービスの向上を図る上で一定の意義があるといえる。 他方、情報館えのきが設置されているイオンモールむさし村山は、商業施設であり、観光情報等の取得を目的として訪れる方は少なく、賃借料を考慮した場合、費用対効果は高いとはいえない。 よって、本委員会としても廃止を含めて情報館えのきの在り方を抜本的に見直すこととする二次評価に異論はないが、観光情報の発信拠点という役割と各種証明書等を発行することによる市民の利便性を向上させるための施設という役割を区別した上で、それぞれの役割の有効性を検証するなど、その在り方について早急に見直していくことを求めたい。

事務事業評価調書 平成29年度行政評価（シート1）

所管部課名	健康福祉部	高齢福祉課	作成日	平成29年10月13日	No.	13
作成責任者(課長)氏名	安斎 高	作成者氏名	宮川 敦	電話	632	
事務事業名	高齢者生きがい活動支援通所事業					
開始時期	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	12年10月	<input type="checkbox"/> 不詳	区分	<input type="checkbox"/> 主要事業 <input type="checkbox"/> 実施計画事業 <input checked="" type="checkbox"/> その他	
実施根拠	法令	条例	規則	要綱	計画	その他 ()
	1:義務規定 2:できる規定 3:方法等の規定					
事務事業の種別	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 (<input type="checkbox"/> 第1号法定受託事務 <input type="checkbox"/> 第2号法定受託事務)					
	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 (<input type="checkbox"/> 国庫補助対象 <input type="checkbox"/> 都補助対象 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独)					
補助の内容(補助率等)						
事務事業の概要	対象: 何/誰に対して	家に閉じこもりがちな高齢者(介護保険制度非該当者)				
	手段(全体概要): どういった方法(内容)で実施するのか ※具体的に記入	実施方法	<input type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 市民協働・ボランティア	<input type="checkbox"/> 補助・助成等
	意図: どのような状態にすることを 目指すのか	毎週月、水、金曜日の3日間、シルバー人材センターワークプラザにおいて生活指導や相談、趣味活動、健康チェックなどを行う。				
	実施結果: どうなったのか (28年度実績)	年間開催日数:延べ145日 年間利用人数:延べ351人				
類似事業の有無	<input checked="" type="checkbox"/> あり	実施部課(団体)名	高齢福祉課			
	<input type="checkbox"/> なし	類似事業名	高齢者サロンの設置事業			
事業環境の変化	近年は利用者が定員(1日8人)に満たない状況が続いている。					
他市等の状況	総論 ※26市等の状況	近隣市町においては、東大和市及び瑞穂町が同様の事業を実施している。				
	東大和市	生きがいデイサービス事業として、高齢者が施設の送迎車を利用してサービスセンターへ通所し、趣味活動や日常動作訓練等を行っているが、今後廃止することを予定している。				
	瑞穂町	生きがい活動支援通所事業として、高齢者等が通所で生きがい・趣味活動、日常動作訓練等を行っている。				
	立川市	実施していない。				
市民・議会等からの意見	議会から「費用対効果等の面で疑問が残るため、介護予防・日常生活支援総合事業による住民主体の活動に移行していくことを検討していただきたい」との意見があった。					
【評価指標】	指標名		単位	説明・計算式		
活動指標	①	開催日数	日	生きがい活動支援通所事業を開催した日(延日数)		
	②					
成果指標	①	利用者数	人	生きがい活動支援通所事業を利用した者(延人数)		
	②					
費用・成果の推移	平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度予算	備考		
事業費(千円)	7,817	7,769	7,617			
うち一般財源	7,764	7,722	7,529			
所要人員(人)	0.04	0.04	0.04			
総コスト(千円)	8,155	8,108	7,954			
活動指標	①	145日	145日	-日		
	②					
成果指標	①	349人	351人	-人		
	②					

一 次 評 価	必然性 ・市の関与、税金の投入は適切か ・都や民間との役割分担は適切か	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある	介護保険非該当者の心身の健康維持を図るという目的としては、市が関与する必然性は一定程度あると考える。
	有効性 ・市民ニーズに適合し、効果が出ているか ・時代遅れではないか	(説明) <input type="checkbox"/> 適切である <input checked="" type="checkbox"/> 不適切な点がある	介護保険非該当者のニーズを補完する事業として開始されたものの、昨年度の延べ利用人員は351人にまで落ち込み、定員（1日8人）に満たない状況が続いていることから、事業の有効性は減少している。
	手段の妥当性 ・手段に見直しの余地はないか ・他の事業と連携や統合はできないか	(説明) <input type="checkbox"/> 見直しの余地はない（ほとんどない） <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの余地がある	平成29年度に開始した介護予防・日常生活支援総合事業の一環として、全市的に高齢者の居場所となる住民主体のサロンづくりを推進しており、将来的には本事業に代わるものとして機能することを期待している。
	効率性 ・費用対効果に改善の余地はないか ・コスト削減の余地はないか	(説明) <input type="checkbox"/> 効率的である <input checked="" type="checkbox"/> 非効率な点がある	平成24年度は延べ利用人員は636人、決算額7,550,132円と1人当たりの費用は11,871円であったが、昨年度は延べ利用人員351人、決算額7,768,200円と1人当たりの費用は22,132円となり、利用者の減少により費用対効果は減少している。
	達成度 ・目標水準を達成できたか ・達成できなかった原因は何か	(説明) <input type="checkbox"/> 目標以上 <input type="checkbox"/> ほぼ目標どおり <input checked="" type="checkbox"/> 目標以下	利用者の減少が続いており、定員（1日8人）に満たない状況が続いている。
	公平性 ・対象要件は適切か ・受益者負担は適切か ・地域差はないか	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある	介護保険非該当者を対象としているため、公平性は保たれている。
	〇廃止・休止した場合の影響 <input type="checkbox"/> 影響は大きい <input checked="" type="checkbox"/> 影響は小さい <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 廃止不可能	【今後の方向性】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止	【総合的意見】 本事業は、介護保険非該当者の心身の健康維持を図ることを目的に開始したものであるが、近年は利用者数が減少しており、定員に満たない状況が続いている。 また、本事業と同様の効果が見込まれる高齢者サロンが市内10か所に開設されていること等を考慮し、廃止すべきと考える。
二 次 評 価	【今後の方向性】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止	【総合的意見】 本事業は、家に閉じこもりがちな高齢者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図る上で一定の意義が認められる。 しかし、利用者数の減少に伴い、利用者1人当たりの費用は平成24年度と平成28年度を比較すると約2倍に増加しており、費用対効果は低下している。 さらに、市が市内全域への設置を促進している高齢者サロンは、本事業と同様の効果が見込まれるとともに、本事業を代替することが可能であると考えられるため、今後、廃止していくことが適当である。	
行政評価委員会意見	本事業は、介護保険制度の開始時に同制度の非該当者となる高齢者で、家に閉じこもりがちな方を対象に開始したものであるが、近年は、利用者数の減少等に伴い、費用対効果は低下している。 また、介護保険法の改正により、地域住民に対する介護等のサービスを地域の関係者と協力して行う地域包括ケアシステムを構築していく必要があることから、本委員会としても本事業を廃止し、団体が主体となる高齢者サロンの設置を促進していく方向性に異論はない。 他方、現時点では高齢者サロンの設置数が不十分であり、本事業を廃止することにより、利用者に対するサービスを低下させるおそれがある。 よって、利用者のニーズを把握するとともに、高齢者サロンにおいて代替できるサービスの範囲を検証した上で、将来的に本事業を廃止していくことを求めたい。		

事務事業評価調書 平成29年度行政評価（シート1）

所管部課名	健康福祉部	健康推進課	作成日	平成29年10月11日	No.	20
作成責任者(課長)氏名	宮沢 聖和	作成者氏名	藤木 聡美	電話	564-5421	
事務事業名	健康・栄養相談事業					
開始時期	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	56年4月	<input type="checkbox"/> 不詳	区分	<input type="checkbox"/> 主要事業 <input type="checkbox"/> 実施計画事業 <input checked="" type="checkbox"/> その他	
実施根拠	法令	条例	規則	要綱	計画	その他 ()
	1					1:義務規定 2:できる規定 3:方法等の規定
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 (<input type="checkbox"/> 第1号法定受託事務 <input type="checkbox"/> 第2号法定受託事務)					
	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 (<input type="checkbox"/> 国庫補助対象 <input checked="" type="checkbox"/> 都補助対象 <input type="checkbox"/> 市単独)					
補助の内容(補助率等)		対象経費の2/3				
事務事業の概要	対象: 何/誰に対して	市民				
	手段(全体概要): どういった方法(内容)で実施するのか ※具体的に記入	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 市民協働・ボランティア	<input type="checkbox"/> 補助・助成等 <input type="checkbox"/> その他 ()
	意図: どのような状態にすることを 目指すのか	医師、保健師、管理栄養士が市民の健康相談に応じ、健康に関する指導及び助言を行うものであり、年4回、地区会館（三ツ木、大南、残堀・伊奈平）と保健相談センターお伊勢の森分室で実施している。				
	実施結果: どうなったのか (28年度実績)	相談実績(4回実施) ・医師相談:6人 ・保健相談:9人 ・栄養相談:6人				
類似事業の有無	<input type="checkbox"/> あり	実施部課(団体)名				
	<input checked="" type="checkbox"/> なし	類似事業名				
事業環境の変化	市民に対して、かかりつけ医を持ち、自ら健康管理ができるよう勧めていることから、相談件数は減少傾向にある。					
他市等の状況	総論 ※26市等の状況	健康増進法に基づく事業のため、26市中ほぼ全市が実施している。ただし、医師による相談を実施しているのは、26市中9市である。				
	立川市	事業従事者:医師、看護師、栄養士、運動指導士、保健師				
	国分寺市	事業従事者:歯科医師、歯科衛生士、栄養士				
	東大和市	事業従事者:保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士				
市民・議会等からの意見						
【評価指標】						
		指標名	単位	説明・計算式		
活動指標	①	健康・栄養相談実施回数	回			
	②					
成果指標	①	医師への相談件数	件			
	②	栄養相談件数	件			
費用・成果の推移						
		平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度予算	備考	
事業費(千円)		168	213	295		
	うち一般財源	124	183	106		
所要人員(人)		0.06	0.06	0.06		
総コスト(千円)		676	721	801		
活動指標	①	5回	4回	-回		
	②					
成果指標	①	4件	6件	-件		
	②	10件	6件	-件		

一 次 評 価	必然性 ・市の関与、税金の投入は適切か ・都や民間との役割分担は適切か	(説明) <input type="checkbox"/> 適切である <input checked="" type="checkbox"/> 不適切な点がある 健康増進法に規定された市民の健康増進を図る事業であり、市民の栄養や生活習慣の改善に関する相談に応じ、健康管理に役立てることを目的としているため、引き続き市が実施する必要がある。しかし、相談件数が低調であるため、見直しの余地があると思われる。
	有効性 ・市民ニーズに適合し、効果が出ているか ・時代遅れではないか	(説明) <input type="checkbox"/> 適切である <input checked="" type="checkbox"/> 不適切な点がある 新聞等に医療や健康に関する情報が掲載されていることや、パソコン、スマートフォン等の普及により、市民が必要とする情報を容易に得ることが可能となってきた。また、かかりつけ医の必要性を勧めていることから、市民のニーズは低いと思われる。
	手段の妥当性 ・手段に見直しの余地はないか ・他の事業と連携や統合はできないか	(説明) <input type="checkbox"/> 見直しの余地はない（ほとんどない） <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの余地がある 平成27年度までは、保健相談センターお伊勢の森分室のみで年4回実施していた。平成28年度からは、実施場所に地区会館を加えて年4回実施したが、相談件数は増えなかった。また、実施場所が移動することにより、継続相談者が減少したため、実施方法には、見直しの余地があると思われる。
	効率性 ・費用対効果に改善の余地はないか ・コスト削減の余地はないか	(説明) <input type="checkbox"/> 効率的である <input checked="" type="checkbox"/> 非効率的な点がある 事業費の大半が、医師への謝礼であるため、相談件数の少ない医師による健康相談を廃止し、市職員の保健師による保健相談と管理栄養士による栄養相談として実施することにより、コストの削減が見込める。
	達成度 ・目標水準を達成できたか ・達成できなかった原因は何か	(説明) <input type="checkbox"/> 目標以上 <input checked="" type="checkbox"/> ほぼ目標どおり <input type="checkbox"/> 目標以下 医師、保健師及び管理栄養士による相談事業を実施することで、健康増進法に規定されている事業は実施できていると考える。
	公平性 ・対象要件は適切か ・受益者負担は適切か ・地域差はないか	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある 年4回、地区会館（三ツ木、大南、残堀・伊奈平）と保健相談センターお伊勢の森分室で実施していることから、公平性は確保されていると考える。
二 次 評 価	○廃止・休止した場合の影響 <input type="checkbox"/> 影響は大きい <input checked="" type="checkbox"/> 影響は小さい <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 廃止不可能	【今後の方向性】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input type="checkbox"/> 一部見直し <input checked="" type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止
	(説明) ※その影響等を具体的に記入 利用者数が低調であるため、本事業を廃止した場合の影響は小さいと思われるが、健康増進法に規定された事業であるため、事業全てを廃止することは難しいと考える。	【総合的意見】 平成28年度から実施場所を変更し、年4回実施しているが、相談件数は低調であるため、費用対効果を考慮して医師による健康相談を廃止するなどの見直しを行う必要がある。 なお、市民の健康増進を図るため、市職員の保健師及び栄養士による相談については、継続するとともに、市民のニーズに合った相談体制を整えていくべきと考える。
一 次 評 価	【今後の方向性】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input type="checkbox"/> 一部見直し <input checked="" type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止	【総合的意見】 本事業は、心身の健康に関する市民からの個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うため、年4回地区会館（三ツ木、大南、残堀・伊奈平）及び保健相談センターお伊勢の森分室で実施するものであるが、近年は相談件数が低調となっている。 また、日頃から窓口だけでなく電話やメールにて寄せられる相談に対して職員（保健師及び管理栄養士）が対応していることや、制度開始当初と比較して市内の医療機関が充実するとともに、多くの市民がかかりつけ医をもっていることから、本事業のニーズは低下しているものと考えられる。 よって、相談日を設けて実施する方法は廃止し、職員が相談を随時受け付ける体制を整備するとともに、医師による相談が必要と思われる相談についてはかかりつけ医への受診を案内するなど、事業の実施方法を抜本的に見直す必要がある。
行政評価委員会意見	本事業は医師、保健師及び管理栄養士が市民の健康・栄養相談に応じるものであり、年に4日の相談日を設けて実施しているものであるが、相談者数が低調であるため、必ずしも相談日を設ける必要はなく、また、相談内容を考慮すれば、医師が応じるべき相談は、ほとんどないものといえる。 よって、本委員会としても二次評価と同様に相談日を設けて実施する方法を見直すとともに、医師による相談を廃止すべきと思料する。 このことから、職員（保健師及び管理栄養士）が相談を随時受け付ける体制を整備するなど、実施方法を抜本的に見直す必要があると判断するが、実施方法を見直す際は、市ホームページや市報等で積極的に周知していくことを求めたい。	

事務事業評価調書 平成29年度行政評価（シート1）

所管部課名	教育部	教育指導課	作成日	平成29年10月11日	No.	23
作成責任者(課長)氏名	勝山 朗	作成者氏名	並木 武司	電話	434	
事務事業名	小学校英語活動支援員配置事業					
開始時期	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	21年4月	<input type="checkbox"/> 不詳	区分	<input type="checkbox"/> 主要事業 <input type="checkbox"/> 実施計画事業 <input checked="" type="checkbox"/> その他	
実施根拠	法令	条例	規則	要綱	計画	その他 ()
	1:義務規定 2:できる規定 3:方法等の規定					
事務事業の種別	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 (<input type="checkbox"/> 第1号法定受託事務 <input type="checkbox"/> 第2号法定受託事務)					
	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 (<input type="checkbox"/> 国庫補助対象 <input type="checkbox"/> 都補助対象 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独)					
補助の内容(補助率等)						
事務事業の概要	対象: 何/誰に対して	市内小学校児童				
	手段(全体概要): どういった方法(内容)で実施するのか ※具体的に記入	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 市民協働・ボランティア	<input type="checkbox"/> 補助・助成等
	意図: どのような状態にすることを 目指すのか	市立小学校において実施される外国語活動及び外国文化や外国語に触れる活動の時間に、英語に堪能な人材を英語活動支援員として配置する。				
	実施結果: どうなったのか (28年度実績)	市内の全ての小学校に1名又は2名の支援員を配置し、授業において指導を行った。				
類似事業の有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	実施部課(団体)名 類似事業名				
事業環境の変化	学習指導要領の改訂に伴い、平成32年度から小学校第3、4学年を対象に35時間の外国語活動、第5、6学年を対象に年間70時間の外国語活動が必要となる。					
他市等の状況	総論 ※26市等の状況	26市中本市を含めた10市（八王子市、昭島市、小平市、日野市、福生市、東久留米市、羽村市、あきる野市、西東京市、本市）が外国人指導助手以外の人材を小学校に配置している。				
	福生市	全小学校に「英語教育アドバイザー」を配置している。				
	東久留米市	全小学校に「英語活動支援員」を配置している。				
	東大和市	配置していない。				
市民・議会等からの意見	議会から、「子どもたちが成長する段階でしっかりと英語も取り組んでほしい。」との意見が出ている。					
【評価指標】						
		指標名	単位	説明・計算式		
活動指標	①	活動時間数	時間			
	②					
成果指標	①					
	②					
費用・成果の推移						
		平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度予算	備考	
事業費(千円)		2,436	2,508	3,340		
うち一般財源		2,436	2,508	3,340		
所要人員(人)		0.01	0.01	0.03		
総コスト(千円)		2,521	2,593	3,593		
活動指標	①	2,436 時間	2,508 時間	3,340 時間		
	②					
成果指標	①					
	②					

次 評 価	必然性 ・市の関与、税金の投入は適切か ・都や民間との役割分担は適切か	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある	新しい学習指導要領の全面実施に向けて、小学校における外国語活動及び外国語を実施するため、英語が堪能な人材の活用の必要性は高く、各小学校に支援員を配置することは適切である。
	有効性 ・市民ニーズに適合し、効果が出ているか ・時代遅れではないか	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある	英語が堪能な人材を活用することにより、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませ、コミュニケーション能力の素地を養うことができる。
	手段の妥当性 ・手段に見直しの余地はないか ・他の事業と連携や統合はできないか	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの余地はない（ほとんどない） <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある	支援員の採用に当たっては、面接を実施しているが、支援員の登録人数が少数であるため、支援員の質の保持にやや課題を感じる。
	効率性 ・費用対効果に改善の余地はないか ・コスト削減の余地はないか	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 効率的である <input type="checkbox"/> 非効率的な点がある	支援員に支払う謝礼に係る経費については、最小限に抑えているので、問題はない。
	達成度 ・目標水準を達成できたか ・達成できなかった原因は何か	(説明) <input type="checkbox"/> 目標以上 <input checked="" type="checkbox"/> ほぼ目標どおり <input type="checkbox"/> 目標以下	教育委員会が定める年間計画に基づいて、支援員の活動が行われていることから、目標水準は達成できている。
	公平性 ・対象要件は適切か ・受益者負担は適切か ・地域差はないか	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある	市内全ての学校に支援員を配置しているため、公平性は保たれている。
	○廃止・休止した場合の影響 <input checked="" type="checkbox"/> 影響は大きい <input type="checkbox"/> 影響は小さい <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 廃止不可能	【今後の方向性】 <input checked="" type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止	
(説明) ※その影響等を具体的に記入 本事業を廃止又は休止した場合、その活動内容について現状を維持することが困難なため、影響は大きい。	【総合的意見】 学習指導要領の改訂に伴い、平成32年度から小学校第3、4学年を対象に年間35時間の外国語活動、第5、6学年を対象に年間70時間の外国語活動が必要となる。 また、新しい学習指導要領の全面実施に向けて円滑に移行するため、平成30年度及び平成31年度において第3、4学年を対象に年間15時間の外国語活動、第5、6学年を対象に年間50時間の外国語活動が必要となるため、児童の言語や文化に関する気づき等、今後、外国語活動のより一層の充実を図る必要性がある。		
一 次 評 価	【今後の方向性】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input checked="" type="checkbox"/> 継 続 <input type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止	【総合的意見】 本事業は、市立小学校に英語活動支援員を配置するものであり、各小学校における外国語活動を円滑に実施する上で一定の意義が認められるため、今後も継続することが適当である。 また、学習指導要領の改訂に伴い、平成32年度から第5、6学年を対象とする外国語活動が英語として教科化されるため、今後、国や東京都の動向を注視し、小学校への英語教員の配置について要望していくことや、他教科を含めた支援員の必要数を精査の上、英語活動支援員の増員を図るなど、各小学校における指導体制を確保していく必要がある。	
行政 評価 委員 会 意見	本事業は、英語に堪能な人材を英語活動支援員として小学校に配置するものであり、児童の英語に対する学習意欲が向上するなどの効果が現れているため、教員からの評価も高く、今後も継続することが適当であると思料する。 他方、学習指導要領の改訂に伴い、英語活動支援員を増員し、外国語活動を更に充実させていく必要があることから、英語を専攻する大学生や外国人留学生等を英語活動支援員として登用するなど、優秀な人材を確保していくことが肝要である。 また、本事業の実施に係る費用は、全て市の負担となっていることから、国や都に対し補助制度の創設を要望していくことを求めたい。		

課名	職員課	作成責任者(課長)氏名	藤本 昭彦		No.	1-1
関連課	企画政策課			電話	342	
施策名	職員の資質向上					
総合計画の施策体系	第6章 計画の推進に向けて 第1節 行政運営 ↳ (5) 職員の資質向上 ※長期総合計画P208					
総合計画上の施策基本方針	<p>様々な課題に対して柔軟かつ的確に対応するため、市民、事業者、市の連携と協力を進め、分権型社会にかなったまちづくりを進めるほか、長期総合計画に基づく計画的な行政運営に努めるとともに、行政改革大綱に基づく事務事業の見直しや行政機構の弾力的な運用、民間活用の推進による市民サービスの向上、市民との協働による多様化する市民ニーズへの対応などに取り組みます。</p> <p>また、男性、女性、子ども、高齢者、障害のある人など全ての市民に対して、公平・公正を心がけ、生活重視の行政運営を行います。</p> <p>さらに、電子自治体の推進に向けて、ICTの有効活用により、市民の利便性の向上と業務の簡素化・効率化を推進します。</p>					
市民意識調査関連項目結果	<p>問65「あなたは、本市の行政サービスについてどの程度満足していますか。」 →どちらともいえない40.4%、どちらかといえば満足している24.4%、わからない10.2%、どちらかといえば満足していない8.0%、満足していない5.9%、満足している4.8% (※無回答6.3%)</p>					
成果指標の推移	成果指標	現況値(年度)	H28年度達成値	目標値(年度)	備考	
	①					
	②					
施策を構成する事務事業等	事務事業、補助金等の名称		施策への貢献度	事業の優先度	今後の方向性	
	①	研修計画作成事務	高い	高い	継続	
	②	庁内研修実施事務	高い	高い	継続	
	③	派遣研修実施事務	高い	高い	継続	
	④	研修担当者会議等に関する事務	やや低い	やや低い	継続	
	⑤	自主研究グループ助成金	やや高い	やや高い	継続	
	⑥	職員自己啓発助成金	やや高い	やや高い	継続	
	⑦	セクハラ・パワハラ防止指針の策定事務	高い	高い	継続	
	⑧					
	⑨					
	⑩					
	⑪					
	⑫					
	⑬					
	⑭					
	⑮					
	⑯					
	※備考					

一 次 評 価	<p>①【施策を取り巻く環境及びその変化】</p> <p>自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、市職員には複雑・多様化する行政課題に積極的かつ迅速に取り組むことが求められている。</p> <p>また、本市では今後も厳しい財政状況が続くことが予測されるため、限られた財源を有効に活用して、最小の経費で最大の効果を挙げる行政運営ができる人材を育成していく必要がある。</p> <p>さらに、メンタルヘルス・ハラスメント・LGBTなど、能力開発ではなく職員の見識を深める研修やパフォーマンス維持に寄与する研修の必要性が高まっている。</p>
	<p>②【これまでの事務事業、補助金等の見直し状況】</p> <p>庁内研修については、主任職及び主査職を対象として、昇任意欲の向上を図ることやマネジメントスキルの習得を目的に、平成29年度から各1回ずつ職層別研修の実施回数を増やしている。</p> <p>職員自己啓発助成金については、平成28年度に見直しを行い、平成29年度から助成対象資格の拡大、予算の増額及び申請時期の緩和を行っている。</p>
	<p>③【新規事業の予定、検討状況】</p> <p>平成30年度に「武蔵村山市人材育成基本方針」及び「武蔵村山市研修基本方針」を改訂する。</p>
	<p>④【施策目標、成果指標等の達成に向けた今後の課題】</p> <p>今後5年間で管理職27名及び主査職8名が定年退職を迎えることから、管理職及び主査職となる職員を計画的に育成していく必要があり、また、中堅職員の昇任意欲を喚起することも視野に入れた対策が急務となっている。</p>
	<p>⑤【見直し方針(投入する人員及び予算、施策を構成する事務事業等に見直しの余地はないか)】</p> <p>庁内研修は、外部委託により実施しているところであるが、実施内容に差異のない研修については、特命随意契約ではなく見積り合わせを採用するなど、経費削減の余地があると考えます。</p>
	<p>⑥【総合的意見(今後の施策展開、方向性等)】</p> <p>人材育成施策については、職員の資質向上を図る上で必要なもののうち、最も基本的かつ直接的なものであることから、今度も継続することが適当であると考えます。</p> <p>しかし、平成19年3月に策定された「武蔵村山市人材育成基本方針」及び「武蔵村山市研修基本方針」に基づき、今日まで事業を実施してきたが、当該方針も策定から10年が経過しているため、現在のニーズに合っていないなどの課題がある。</p> <p>よって、今後は、課題解決に向けた見直しを図ることが必要であると考えます。</p>
二 次 評 価	<p>【総合的意見(今後の施策展開、方向性等)】</p> <p>自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、様々な課題に対して柔軟かつ的確に対応するため、職員の資質を向上させることは重要な施策であり、今後も継続することが適当である。</p> <p>なお、職員に対する研修については、人事考課の結果を分析するなど、各職員に必要な研修の把握に努めるとともに、市や東京都市町村職員研修所等が行う研修への積極的な受講を促していく必要があるが、職員の意欲を尊重するだけでなく、新規採用職員など、研修効果が高く見込まれる職員を優先的に受講させることにも留意すべきである。また、職場外の研修だけでなくOJTの推進にも力を入れ、職員の業務に対する理解を深めるとともに、指導力の向上を図ることが肝要である。</p> <p>また、職員提案制度については、近年、提案件数が低調であることから、過去に行った制度改正の内容を十分に精査の上、職員が提案しやすい環境作りに努めるとともに、提案の採用基準を下げることなく、採用提案の増加に向けた見直しを図ることが肝要である。</p>
行政 評価 委員 会 意 見	<p>本施策は、複雑・多様化する行政課題に対応可能な職員を育て、また、その資質を向上させていくものであり、当委員会としても継続することが適当であると判断する。</p> <p>他方、職員自己啓発助成金の申請件数や職員提案制度の提案件数が低調であることを踏まえると、自己啓発等を積極的に行う十分な動機付けができていないものと思料する。</p> <p>よって、今後は、キャリアパスを描きやすくする体制を整備するなど、職員の自己啓発や研修等に対する意欲を向上させる取組を進めることにより、本施策をより有効的に実施していくことを求めたい。</p>

●施策を構成する事務事業等の概要

① 事務事業等の名称		H27年度決算	H28年度決算	H29年度予算	
研修計画作成事務	事業費(千円)	0	0	0	
	所要人員(人)	0.08	0.08	0.08	
開始年度	不詳 年 ~	総コスト(千円)	677	678	675
事業内容 (平成28年度の活動状況)	<p>「武蔵村山市研修基本方針」に示された方針を推進するため、当該年度内に実施する予定の研修計画を作成するもの。</p> <p>【研修基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民感覚を有する職員の育成 2 チャレンジ精神を有する職員の育成 3 経営感覚を有する職員の育成 4 説明責任を果たす職員の育成 				
【今後の方向性】 ⇒ 継続					
理由等	職員一人一人が必要な能力と意識（姿勢）を身に付けることができるよう、多様な研修を実施することから、引き続き作成する必要がある。				
行政評価会議からの意見	人事考課の結果を分析した上で各職員にとって必要な研修の実施に努めるとともに、東京都市町村職員研修所等が実施する研修への受講を促していくことが肝要である。	行政評価委員会からの意見			
有☑ 無□		有□ 無☑			
② 事務事業等の名称		H27年度決算	H28年度決算	H29年度予算	
庁内研修実施事務	事業費(千円)	1706	2146	2930	
	所要人員(人)	0.2	0.22	0.25	
開始年度	不詳 年 ~	総コスト(千円)	3,398	4,010	5,039
事業内容 (平成28年度の活動状況)	<p>庁内研修については一般研修を各職層ごとに実施し、その他特別研修についてはマイナンバー研修、公共施設の在り方に係る研修、新地方公会計制度研修など、多様化する行政需要に対応するための研修を実施した。</p> <p>【平成28年度】 庁内研修 全21研修 724名参加</p>				
【今後の方向性】 ⇒ 継続					
理由等	職員の能力開発に直接的に作用するとともに、市の裁量によりカリキュラムを構成し実施することができるため、市が抱える行政課題に対応できる人材育成を迅速に行うことができる。また、派遣研修では対応できないきめ細かな研修を行うことができるため、継続する必要があると考える。				
行政評価会議からの意見	職員の業務に対する理解を深めるとともに、指導力の向上を図る上でOJTは効果的であると考えられるため、より一層取組を進めることが肝要である。	行政評価委員会からの意見	若手職員を育成する上では、実践的な課題の解決を通じて職員間のつながりを作り、意見を交換できる関係性を築くことが重要であるため、様々な経験を積んだ先輩職員が若手職員と一緒に研修を行うことが肝要である。		
有☑ 無□		有☑ 無□			
③ 事務事業等の名称		H27年度決算	H28年度決算	H29年度予算	
派遣研修実施事務	事業費(千円)	4599	4452	4709	
	所要人員(人)	0.2	0.2	0.22	
開始年度	不詳 年 ~	総コスト(千円)	6,291	6,147	6,565
事業内容 (平成28年度の活動状況)	<p>派遣研修については、東京都市町村職員研修所（集合研修所）を中心に研修生を派遣し、職層ごとの必修研修を始め、職務に必要な専門知識や技能を習得するための実務研修など、研修計画にのっとり実施した。</p> <p>【平成28年度】 派遣研修 全90研修 275名派遣</p>				
【今後の方向性】 ⇒ 継続					
理由等	集合研修では市町村が独自に行うことが困難又は非効率であり、共同（共通）で行うことが望ましい高度な研修を実施しており、集合研修ならではの研修生同士の人的交流（ネットワーク）により、職員としてのキャリア形成に資するため、継続する必要があると考える。				
行政評価会議からの意見	職員の意欲を尊重することは重要であるが、希望者だけでなく新規採用職員など、研修効果が高く見込まれる職員を優先的に派遣することについて検討することが肝要である。	行政評価委員会からの意見			
有☑ 無□		有□ 無☑			

④ 事務事業等の名称		H27年度決算	H28年度決算	H29年度予算	
研修担当者会議等に関する事務	事業費(千円)	0	0	0	
	所要人員(人)	0.01	0.01	0.01	
開始年度	不詳 年 ~	総コスト(千円)	85	85	84
事業内容 (平成28年度の活動状況)	<p>東京都市町村職員研修所で行われる集合研修(派遣研修)について、各市町村で研修の方向性を検討するもの。また、各団体の懸案事項や情報収集したい情報がある場合は、当該会議を通じて全市町村へ調査を行うもの。</p> <p>【平成28年度】 研修連絡会(担当者会議) 4回 研修連絡会(課長会議) 1回</p>				
【今後の方向性】 ⇒		継続			
理由等	各市町村の研修担当者が一同に会し、人材育成に関する情報や意見を交換できる数少ない場であるため、継続する必要がある。				
行政評価会議からの意見			行政評価委員会からの意見		
有口 無口			有口 無口		

⑤ 事務事業等の名称		H27年度決算	H28年度決算	H29年度予算	
自主研究グループ助成金	事業費(千円)	33	5	50	
	所要人員(人)	0.01	0.01	0.01	
開始年度	平成 18 年 ~	総コスト(千円)	118	90	134
事業内容 (平成28年度の活動状況)	<p>市職員で構成された自主研究グループに対し、助成金を交付することにより、市職員の自主的な調査研究活動を育成し、及びその普及を促進するとともに、市職員の自己啓発意欲の向上を図ることを目的に実施した。</p> <p>【平成28年度】 自主研究グループ：M-PRO(7名) 市の魅力を広く伝え、市の活性化につなげるため、市のPR動画を作成した。 各種SNSへの掲載とデエダラまつりPR動画についてはイオンシネマにて幕間上映を行った。</p>				
【今後の方向性】 ⇒		継続			
理由等	積極的に研究をしようとする職員の研究グループを助成することにより、自ら考え、行動し、研磨する職員の育成や、職員間におけるコミュニケーションの醸成に寄与していると考えられるため、必要であると考える。				
行政評価会議からの意見			行政評価委員会からの意見		
有口 無口			有口 無口		

⑥ 事務事業等の名称		H27年度決算	H28年度決算	H29年度予算	
職員自己啓発助成金	事業費(千円)	7	40	100	
	所要人員(人)	0.01	0.01	0.01	
開始年度	平成 21 年 ~	総コスト(千円)	92	125	184
事業内容 (平成28年度の活動状況)	<p>職務に関連した資格を取得した職員に対して、当該資格の取得に要した費用の一部を助成することにより、自己啓発による能力開発を促進し、もって職員の資質の向上に資することを目的として実施した。</p> <p>平成28年度は、各市へ実施状況の調査を行い、併せて各課へ職務上有益な資格等の調査を行った。それらの結果を踏まえ、補助額予算の増額、補助対象資格の拡大、助成申請期間の緩和について見直しを行った。</p> <p>【平成28年度】 申請件数 2件 助成対象資格及び助成金額 建築士1級(20,000円)、司書(20,000円)</p>				
【今後の方向性】 ⇒		継続			
理由等	職員には、より高度な専門的能力が求められるようになってきており、積み重ねてきた経験だけでは状況の変化に対応できない場合もあると考えられる。このことから、職務の専門性を高めることにより、更なる市民サービスの向上や職員本人のモチベーション維持を図るために継続する必要があると考える。				
行政評価会議からの意見			行政評価委員会からの意見		
有口 無口			有口 無口		

事務事業等の名称		H27年度決算	H28年度決算	H29年度予算
セクハラ・パワハラ防止指針の策定事務	事業費(千円)	0	0	0
	所要人員(人)	0.05	0.05	0.01
開始年度	平成 27 年 ~	総コスト(千円)	423	424
事業内容 (平成28年度の活動状況)	平成29年3月に「武蔵村山市職員ハラスメント防止の指針」を策定し、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関して、所属長の責務、具体的な対応策、相談・苦情への対応の流れをまとめた。			
【今後の方向性】 ⇒		継続		
理由等	「武蔵村山市職員ハラスメント防止の指針」の策定に伴い、今後、内容の周知や研修等を通じて理解を深める必要があるため。			
行政評価会議からの意見		行政評価委員会からの意見		
有口 無口		有口 無口		

課名	企画政策課	作成責任者(課長)氏名	鈴木 義雄		No.	1-2
関連課	職員課		電話	371		
施策名	職員の資質向上					
総合計画の施策体系	第6章 計画の推進に向けて 第1節 行政運営 ↳ (5) 職員の資質向上 ※長期総合計画P208					
総合計画上の施策基本方針	<p>様々な課題に対して柔軟かつ的確に対応するため、市民、事業者、市の連携と協力を進め、分権型社会にかなったまちづくりを進めるほか、長期総合計画に基づく計画的な行政運営に努めるとともに、行政改革大綱に基づく事務事業の見直しや行政機構の弾力的な運用、民間活用の推進による市民サービスの向上、市民との協働による多様化する市民ニーズへの対応などに取り組みます。</p> <p>また、男性、女性、子ども、高齢者、障害のある人など全ての市民に対して、公平・公正を心がけ、生活重視の行政運営を行います。</p> <p>さらに、電子自治体の推進に向けて、ICTの有効活用により、市民の利便性の向上と業務の簡素化・効率化を推進します。</p>					
市民意識調査関連項目結果	<p>問65「あなたは、本市の行政サービスについてどの程度満足していますか。」 →どちらともいえない40.4%、どちらかといえば満足している24.4%、わからない10.2%、どちらかといえば満足していない8.0%、満足していない5.9%、満足している4.8% (※無回答6.3%)</p>					
成果指標の推移	成果指標	現況値(年度)	H28年度達成値	目標値(年度)	備考	
	①職員提案制度で採用された提案件数	4件/年(H26)	0件/年(H28)	6件/年(H32)	※趣旨採用は件数に含まない。	
	②					
施策を構成する事務事業等 ※当該施策に関する取組を全て記入してください。	事務事業、補助金等の名称	施策への貢献度		事業の優先度	今後の方向性	
	① 職員提案制度実施事務	やや高い		やや高い	見直し	
	②					
	③					
	④					
	⑤					
	⑥					
	⑦					
	⑧					
	⑨					
	⑩					
	⑪					
	⑫					
	⑬					
	⑭					
	⑮					
	⑯					
⑰						
※備考 第六次行政改革大綱の「項番038：職員提案制度の見直し」において、平成29年度末までに見直しを行う旨の内容が掲げられている。						

一 次 評 価	<p>①【施策を取り巻く環境及びその変化】</p> <p>市政運営に対する市民の意見や要望は多岐にわたっており、多様化の傾向にある。 そのため、市民サービスや市民満足度の更なる向上を図るため、職員の資質向上が求められている。</p>
	<p>②【これまでの事務事業、補助金等の見直し状況】</p> <p>職員提案制度については、制度の活性化に向けて、平成25年度及び平成26年度において見直しを行っている。 過去の見直し内容：①提案者に再任用短時間勤務職員及び嘱託員を追加、②所管する業務に関する提案を制限、③提案期間を随時から年2回に変更、④審査方法及び審査基準の変更</p>
	<p>③【新規事業の予定、検討状況】</p> <p>特になし</p>
	<p>④【施策目標、成果指標等の達成に向けた今後の課題】</p> <p>職員提案制度については、近年、提案件数が低調であることから、活性化に向けた方策について検討を進める必要がある。 また、成果指標に掲げられた採用件数には、趣旨採用された提案は含まれないため、今後は、より多くの提案が採用されるよう、制度の見直しを図る必要がある。</p>
	<p>⑤【見直し方針(投入する人員及び予算、施策を構成する事務事業等に見直しの余地はないか)】</p> <p>第六次行政改革大綱の「項番038：職員提案制度の見直し」において、平成29年度末までに見直しを行う旨の内容が掲げられているため、より効果的な制度となるよう改正を図る。</p>
	<p>⑥【総合的意見(今後の施策展開、方向性等)】</p> <p>職員提案制度については、市が実施する事務事業等の改善を促進し、職員の資質向上を図る上で一定の意義があることから、今後も継続することが適当であると考えます。 しかし、近年は職員からの提案件数が低調であることから、提案件数の増加に向けた見直しを図る必要がある。 また、施策に掲げる成果指標の達成に向けて、より多くの提案が採用されるよう、制度の活性化に向けた仕組み作りも併せて行っていきたい。</p>
一 次 評 価	<p>【総合的意見(今後の施策展開、方向性等)】</p> <p>自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、様々な課題に対して柔軟かつ的確に対応するため、職員の資質を向上させることは重要な施策であり、今後も継続することが適当である。 なお、職員に対する研修については、人事考課の結果を分析するなど、各職員に必要な研修の把握に努めるとともに、市や東京都市町村職員研修所等が行う研修への積極的な受講を促していく必要があるが、職員の意欲を尊重するだけでなく、新規採用職員など、研修効果が高く見込まれる職員を優先的に受講させることにも留意すべきである。また、職場外の研修だけでなくOJTの推進にも力を入れ、職員の業務に対する理解を深めるとともに、指導力の向上を図ることが肝要である。 また、職員提案制度については、近年、提案件数が低調であることから、過去に行った制度改正の内容を十分に精査の上、職員が提案しやすい環境作りに努めるとともに、提案の採用基準を下げることなく、採用提案の増加に向けた見直しを図ることが肝要である。</p>
	<p>行政評価委員会意見</p> <p>本施策は、複雑・多様化する行政課題に対応可能な職員を育て、また、その資質を向上させていくものであり、当委員会としても継続することが適当であると判断する。 他方、職員自己啓発助成金の申請件数や職員提案制度の提案件数が低調であることを踏まえると、自己啓発等を積極的に行う十分な動機付けができていないものと思料する。 よって、今後は、キャリアパスを描きやすくする体制を整備するなど、職員の自己啓発や研修等に対する意欲を向上させる取組を進めることにより、本施策をより有効的に実施していくことを求めたい。</p>

●施策を構成する事務事業等の概要

① 事務事業等の名称		H27年度決算	H28年度決算	H29年度予算	
職員提案制度実施事務	事業費(千円)	3	10	30	
	所要人員(人)	0.03	0.03	0.03	
開始年度	昭和 47 年 ~	総コスト(千円)	257	264	283
事業内容 (平成28年度の活動状況)	<p>本制度は、市の事務事業に関する改善意見、新たな施策等の提案を職員に奨励し、職員の市政運営への参画意識の高揚を図るとともに、行政運営の効率化、市民サービスの向上等に資することを目的として実施している。なお、提案が採用された場合、提案者には、等級に応じた図書カードを贈呈している。</p> <p>【過去3年の提案状況】 平成26年度：提案件数30件（採用4件、趣旨採用13件） 平成27年度：提案件数 7件（採用1件、趣旨採用 2件） 平成28年度：提案件数11件（採用0件、趣旨採用 4件）</p>				
【今後の方向性】 ⇒ 見直し					
理由等	近年、提案件数が低調であることから、活性化に向けた方策について検討し、制度の見直しを図る必要がある。				
行政評価会議からの意見	過去に行った制度改正の内容を十分に精査の上、提案件数の増加に向けた環境作りに努めるとともに、採用基準を下げることなく、採用提案の増加に向けた見直しを行うことが肝要である。	行政評価委員会からの意見	現在は、職員が提案を積極的に行う十分な動機付けができていないものと思料するため、今後は、課題解決型の研修制度と一体的に運用し、提案から実現まで支援を受けながら体験できる機会を作るなど、職員の提案に対する意欲を向上させる取組を進めることが肝要である。		
有☑ 無□		有☑ 無□			